

契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 種山畜産研究室種雄牛舎屋根修繕工事
- 2 施工場所 岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢 30 番地内
岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室種雄牛舎
- 3 施工期間 令和 年 月 日から令和 8 年 11 月 10 日まで
- 4 施工金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金 金 円

岩手県(以下、「発注者」という。)と _____ (以下、「受注者」という。)とは、
上記業務について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第 1 条 発注者及び受注者は、契約書の条項に基づき、仕様書に従い、法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

(実施に関する指示)

第 2 条 発注者は、受注者に対して業務の実施に関してその作業に立会いし、または、必要な事項を指示することがある。

2 受注者は、業務の実施に関して必要があると認められる場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(工程表)

第 3 条 受注者は、この契約の締結後 7 日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約保証金)

第 4 条 受注者は、契約の締結と同時に契約保証金として契約金額の 100 分の 5 以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、会計規則(平成 4 年岩手県規則第 21 号)第 112 条各号に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の免除を受けることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合または信用保証協会法(昭和 28 年法律第 196 号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて、売掛金債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定に基づき、会計管理者に支出負担行為の確認した旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

（一括委任または一括下請けの禁止）

第6条 受注者は、修繕工事の全部若しくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者に申請し、承認を得た場合はその限りではない。

（下請け人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号または名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（業務内容の変更、中止等）

第8条 発注者は、必要があると認められるときは、その内容を受注者に書面により通知して、業務の内容を変更し、若しくは一時中止することができる。

2 前項の場合において、契約金額または履行期間を変更するときは、発注者及び受注者が協議のうえ、書面により定めるものとする。

（完了報告及び確認検査）

第9条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、第1項の規定による書類を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による書類を受理したときは、該当書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を取るべきことを受注者に対して指示するものとする。

4 受注者は、前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を発注者に報告するものとする。

（契約金額の請求及び支払い）

第10条 受注者は、第9条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による書類を受理したときは、請求を受けた日から30日（以下「約定期間」という。）以内に契約金額を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第11条 発注者は、自己の責に帰すべき理由により約定期間内に契約金額を支払わない時は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。

(履行遅延における違約金)

第 12 条 発注者は、受注者が自己の責に帰すべき理由により履行を遅延したときは、その日数に応じ契約金額から既成部分または既成部分相当額を控除した額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した額を違約金として徴収する。

(発注者の解除権)

第 13 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天変地異その他この契約締結後に生じた事情の変化により、業務の実施を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 受注者が、業務を実施できなくなったとき。
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 221 条第 2 項の規定に基づいて発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて発注者が求める報告を拒み、または第 2 条の規定による発注者の指示に従わなかったとき。
- (4) 受注者が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 業務実施に必要な資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手先がアからオまでのいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(受注者の解除権)

第 14 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 業務の変更に伴い、契約金額が当初の契約金額の 3 分の 1 以下になるとき。
- (2) 第 8 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えたとき。

(契約が解除された場合の契約保証金)

第 15 条 第 13 条の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

- 2 前項の規定は、契約金額の支払いがあった後においても適用する。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者は、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 13 条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、または、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

(契約解除の場合における契約金額の返還)

第 17 条 受注者は、第 13 条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに契約金額の支払がなされているときは、発注者の定めるところにより契約金額を返還するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により契約金額を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞金を発注者に支払わなければならない。

(契約解除における損害賠償金額)

第 18 条 発注者は、第 13 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより生じた損害を受注者に請求することができる。

- 2 受注者は、第 14 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより生じた損害を発注者に請求することができる。
- 3 前各号の賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(施設及び設備の使用)

第 19 条 受注者は、発注者の承認を得て、発注者の施設及び設備を使用することができる。

(損害賠償)

第 20 条 受注者は、自己の責に帰すべき理由により、発注者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任期間)

第 21 条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、引渡しを受けた日から、1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追求の請求、代金の減額の請求または契

約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者は、第1項または第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲内で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前項の規定は、契約不適合が受注者の故意または重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

（補足）

第22条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 岩手県

契約担当者 岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢 30

岩手県農業研究センター畜産研究所

種山畜産研究室長 今野 一之



受注者 所在地

商号・代表者氏名

